

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|-----------------|-----------------------------------|---|--|
| 1 | (1)痴漢を防ぐ取組 | ① 痴漢事犯の実態把握(警察庁) | (警察庁) ・令和5年5月、令和4年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載した。 | (警察庁) ・令和5年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載する。 |
| 2 | | ② 重点的な取締りの強化(警察庁) | (警察庁) ・令和5年3月、都道府県警察に対して、管内の痴漢事犯の発生実態を的確に分析し、被害が多発する場所、路線及び時間帯を中心による撃捜査・私服警戒を強化するなど重点的な取締りをより一層強化するよう指示した。 ・令和5年11月、都道府県警察に対して、受験期における痴漢被害の発生が予想される路線及び時間帯を中心とした取締りを実施するよう指示した。 ・令和5年11月、都道府県警察における痴漢事犯対策統括官を対象とした全国会議(オンライン)を実施し、痴漢事犯の実態把握及び重点的な取締りの強化等について指示し、認識の共有を図った。 | (警察庁) ・引き続き、各都道府県警察において、発生実態の分析及び被害が多発する場所等における重点的な取締りを一層強化する。 |
| 3 | | ③ 防犯アプリの普及(警察庁) | (警察庁) ・令和5年3月に都道府県警察に対して、必要に応じて痴漢対策機能のある防犯アプリの作成を検討することを指示した。 ・令和5年5月に都道府県警察に対して、痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の整備状況について調査を実施するとともに、普及促進方法等の取りまとめについて示した。(R5.5.31現在で、10都道府県警察が痴漢撃退機能を有する防犯アプリを整備している) ・令和5年7月に都道府県警察に対して、地域安全運動の期間中に痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の活用方法等について防犯教室を実施することを指示した。 | (警察庁) ・令和6年度、痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の整備状況について調査を実施する予定。 |
| 4 | | ④ 女性専用車両の導入等(国土交通省) | (国土交通省) ・令和5年3月末時点で、32事業者91路線で導入されている。 | (国土交通省) ・女性専用車両の導入・定着に向け、導入状況の関係機関への情報提供など、引き続き実施する。 |
| 5 | | ⑤ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有(国土交通省) | (国土交通省) ・令和5年12月に「迷惑行為に関する連絡会議」を開催し、車内アナウンスを含めた効果的な対策・取組の促進に向け、JR及び大手民鉄との痴漢行為等の迷惑行為の現状や取組状況に関する共有等を実施。 | (国土交通省) ・今年度においても「迷惑行為に関する連絡会議」を開催し、各鉄道事業者が講じている効果的な対策・取組の共有を実施予定。 |
| 6 | | ⑥ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定(国土交通省) | (国土交通省) ・令和5年10月に鉄道運輸規程及び軌道運輸規程を改正し、新幹線や輸送密度10万人以上の線区を走行する新造車両への車内防犯カメラの設置を義務付けた。 | (国土交通省) ・引き続き、車内防犯カメラの設置促進を進めていく。 |

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|-----------------|------------------------------------|---|--|
| 7 | | ⑦ 通学路等における安全確保と安全教育 (文部科学省) | (文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を发出し、安全教育等の推進について、引き続き取り組むよう依頼した。あわせて、痴漢対策等について、学校安全ポータルサイト(文部科学省×学校安全)に、警察庁の関連リンクを掲載し、児童生徒に周知するよう依頼した。 ・登下校時の見守り活動の充実を図るため、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により、スクールガードやスクールガード・リーダーへの活動支援等を行っている。 ・痴漢を含む性犯罪や性暴力等の課題に対して、教職員の対応力や指導力を向上させるため、「学校安全教室推進事業」により、教職員向けの講習会等の支援を行っている。 | (文部科学省) ・引き続き、自治体を通じ、スクールガードやスクールガード・リーダーへの活動支援や職員向けの講習会等の支援を行う。 |
| 8 | | ⑧ 生命(いのち)の安全教育(文部科学省) | (文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を发出し、生命(いのち)の安全教育について、引き続き取り組むよう依頼した。 ・令和5年7月5日、学校等における「生命(いのち)の安全教育」の実践を後押しするための取組として、教育委員会、大学等に対して、事務連絡「生命(いのち)の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について(周知)」を发出し、これまでのモデル事業を基に作成した実践事例集を周知し、活用を促した。 ・自治体における普及展開に関する取組として、「生命(いのち)の安全教育全国フォーラム」を実施。 | (文部科学省) ・全国の学校現場で生命(いのち)の安全教育が行われるよう、引き続き、自治体における普及展開に関する取組を行う。 |
| 9 | (2)加害者の再犯を防ぐ取組 | ① 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施(法務省) | (法務省) ・刑事施設においては、性犯罪(痴漢を含む。)の原因となる考え方に偏りがある者、あるいは自己の感情や行動を管理する力に不足がある者等に対し、性犯罪再犯防止指導等を実施。 ・少年院においては、痴漢等の加害経験を有する者を含め、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者を対象に、性非行防止指導を実施。 | (法務省) 引き続き実施する。 |
| 10 | | ② 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施(法務省) | (法務省) ・保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為(痴漢を含む。)を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、その犯罪的傾向を改善することを目的とした性犯罪再犯防止プログラムを実施。 | (法務省) ・引き続き実施する。 |
| 11 | | ③ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援(法務省) | (法務省) ・令和4年度に、地方公共団体が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供したところ、都道府県等に対し、その活用を働きかけたほか、全国に所在する保護観察所等にプログラムの活用にあたっての相談や問合せ等に適切に対応するように連絡した。 また、令和5年度から、性犯罪者を含め、犯罪をした者等に直接支援等を実施する都道府県に対し、国が財政支援を行う「地域再犯防止推進事業」を開始した。 | (法務省) ・引き続き、都道府県等に対し、プログラムの活用を働きかけるとともに、保護観察所等において、プログラムの活用にあたっての相談や問合せ等に対応する。 また、引き続き、犯罪をした者等に直接支援等を実施する都道府県に対して、財政支援を行うとともに、実施していない都道府県に対しては、その実施を働き掛ける。 |

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|-----------------|--|--|---|
| 12 | (3)被害者を支える取組 | ① 被害申告・相談をしやすい環境の整備 (警察庁) | (警察庁) ・令和5年3月に各都道府県警察に対して、痴漢事犯の捜査における被害者の負担軽減のための取組として、 ○ 重複聴取を可能な限り避けること ○ 実況見分等において、被害者のプライバシーに十分配慮すること等を指示した。 ・令和5年3月に警察庁のウェブサイトにて痴漢・盗撮事犯対策のページを新設し、痴漢被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動、通報先・相談窓口、被害の届出をした後の捜査の流れ等について掲載した。 ・令和5年8月、痴漢の相談窓口、捜査の流れ等について記載したパンフレットを作成し、警察庁ホームページに掲載するほか、各都道府県警察において駅や学校等へ配布した。 ・令和5年12月から令和6年1月にかけて、こども家庭庁が実施する「こども・若者意見反映事業」において、痴漢撲滅に向けた広報の在り方について、こども・若者から広く意見を聴取し、その結果を各都道府県警察へ共有し、今後の広報啓発活動へ活用するよう指示した。 | (警察庁) ・引き続き、作成したパンフレット等を活用し関係機関等と連携した広報啓発活動を実施し、痴漢の相談窓口、捜査の流れ等について周知する予定。 ・捜査の流れや都道府県警察における各種相談窓口等の痴漢・盗撮事犯に関する情報を包括的に掲載したポータルサイトを創設する予定。 ・若年層に向けた視覚に訴えかける広報啓発用動画を作成する予定。 |
| 13 | | ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実(内閣府) (ワンストップ支援センターの周知) | (内閣府) ・令和5年4月の若年層の性暴力被害予防月間等に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、痴漢被害への注意喚起やワンストップ支援センターの周知を実施した。 ・令和5年7月に取りまとめた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」において、同年8・9月を「こども・若者の性被害防止に向けた緊急啓発期間」とされたことを踏まえ、同期間中に、痴漢を含む性暴力被害の例や被害時の相談先を記載した啓発カードを作成し、同カードの都道府県等への配布やSNSでの発信を通じて、ワンストップ支援センターの周知を行った。 | (内閣府) ・引き続き、啓発カード等を用いて、ワンストップ支援センターの周知を図る。 |
| 14 | | (痴漢被害に係る相談対応の充実) | (内閣府) ・令和5年3月に各都道府県に対して、ワンストップ支援センターにおける痴漢被害に係る相談対応の充実を依頼した。 ・令和5年5月に各都道府県に対して、警察庁、文部科学省の通知を共有し、警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化を依頼した。 ・痴漢被害への対応を含め、ワンストップ支援センターにおける支援事例に関する調査を実施した。 ・令和5年8月に、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携の推進を依頼した。 | (内閣府) ・引き続き、都道府県に対し、関係府省の取組状況を共有し、痴漢被害に係るワンストップ支援センターと関係機関との連携を促す。 ・痴漢被害への対応を含む支援の事例集を配布し、ワンストップ支援センターにおける痴漢被害に係る相談対応の充実を図る。 |
| 15 | | (相談員等への研修の実施) | (内閣府) ・痴漢被害等に関するオンライン研修教材を作成し、都道府県等に周知した。 | (内閣府) ・令和5年度に作成したオンライン研修教材の活用を促すとともに、広報誌等を活用した情報提供を行う予定。 |

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|-----------------|--------------------------------|---|--|
| 16 | | ③ 学校における相談体制の充実 (文部科学省) | (文部科学省) ・学校における教育相談体制の充実を図るため、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」により、各自治体におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の学校等への配置や、SNSを活用した相談体制の整備等を支援している。(令和5年度予算:いじめ対策・不登校支援等総合推進事業85億円) ・大学等に対して、令和5年3月30日付け事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」等を発出したほか、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等を通じて、各大学等に痴漢等の性暴力被害を含め、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラー等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を依頼している。 | (文部科学省) ・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を支援するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。 ・引き続き、大学等に対し、事務連絡や会議等を通じて、適切な対応を依頼する。 |
| 17 | | ④ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応 (文部科学省) | (文部科学省) ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出し、痴漢被害による遅刻又は欠席した場合について、児童生徒等が不利益を被ることのないよう、適切な対応を依頼した。 ・文部科学省HPにおいて、児童生徒等の痴漢被害への対応に関する情報を掲載し、周知を行っている。 | (文部科学省) ・引き続き、教育委員会、大学等に対し、事務連絡の周知等により、痴漢被害による遅刻又は欠席した場合について、適切な対応を依頼する。 |
| 18 | | ⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保 (文部科学省) | (文部科学省) ・令和5年1月25日に教育委員会等に対して事務連絡「高等学校入学者選抜等における受検生の受検機会の確保と安全確保の徹底について(依頼)」を発出するとともに、令和5年3月30日には教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出、令和5年6月2日には大学等に対して「令和6年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」(5文科高第369号)を発出、令和5年6月16日には教育委員会等に対して「今後の高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた配慮等について(通知)」(5文科初第594号)、令和5年12月19日には教育委員会等に対して「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査の集計結果及び今後の高等学校入学者選抜等における配慮等について(事務連絡)」を発出し、受験生が、痴漢の被害に遭った場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めるよう依頼した。 ・令和5年7月に教育委員会、大学等に対して、上記実施要項に関する説明会を実施。 ・令和5年10月に各都道府県教育委員会等の高校入試担当者に向けて実施する入試協議会において、上記通知について説明した。 ・令和5年12月に大学入試センターHPにおいて、試験場に向かう途中で痴漢の被害に遭った場合、やむを得ない事由として追試験の対象となることや、試験当日の服装は私服でも構わないことを掲載し、これらを令和6年1月に文部科学省公式SNSにおいて広く周知した。 | (文部科学省) ・引き続き、教育委員会、大学等に対し、事務連絡の周知等により、被害に遭った受験生の受験機会の確保について適切な対応を依頼する。 |

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|-----------------|---|--|--|
| 19 | | ⑥ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化(内閣府、警察庁、文部科学省) | <p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に各都道府県に対して、警察庁、文部科学省の通知を共有し、警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化を依頼した。 ・令和5年8月に、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携の推進を依頼した。 ・内閣府男女共同参画局のウェブサイト、痴漢対策に関するページを設け、痴漢撲滅に向けた政策パッケージに関する情報とともに、警察庁作成のパンフレットを含め、被害に遭ったときや目撃したときの対応についての情報も掲載し、通報・相談先等の周知を図った。また、緊急の場合は迷わず110番通報をしてもらいたいことや、被害から時間が経ってからもワンストップ支援センターに相談できることなどについて、受験期を含め、継続的にSNSによる発信を行い、周知を図った。 <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月に都道府県警察に対して、痴漢・盗撮の被害者に対してワンストップ支援センター等の団体の情報について教示するよう指示した。 ・警察庁ホームページの痴漢・盗撮対策のページに「各種相談窓口」としてワンストップ支援センターの連絡先等を掲載した。 ・令和5年8月、ワンストップ支援センターを含む痴漢の相談窓口、捜査の流れ等について記載したパンフレットを作成し、警察庁ホームページに掲載するほか、各都道府県警察において駅や学校等へ配布した。 <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出し、ワンストップ支援センターとの連携等について周知した。 ・文部科学省HPにおいて、児童生徒等の痴漢被害への対応に関する情報を掲載し、周知を行っている。 | <p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都道府県に対し、関係府省の取組状況を共有し、痴漢被害に係るワンストップ支援センターと関係機関との連携を促す。 ・引き続き、通報・相談先についてSNSを活用して周知を図る。 <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、作成したパンフレット等を活用し関係機関等と連携した広報啓発活動を実施し、ワンストップ支援センターを含む痴漢の相談窓口、捜査の流れ等について周知する予定。 <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教育委員会、大学等に対し、事務連絡の周知等により、ワンストップ支援センターとの連携等について依頼する。 |

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|------------------|--------------------------------------|--|--|
| 20 | (4) 社会の意識変革を促す取組 | ① 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施(警察庁、関係府省) | <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月に鉄道事業者に対して痴漢発生抑止に向けた広報、啓発等に係る協力依頼を行い、各都道府県警察において鉄道事業者と連携したキャンペーンを随時実施した。 ・令和5年6月に鉄道事業者21社と警察(警察庁、関東4都県警察)と合同で痴漢撲滅キャンペーンを実施した。 ・令和5年11月に都道府県警察に対して、受験期間前から期間中にかけて、より集中的に鉄道事業者等と協働した広報啓発を実施するよう指示した。 ・各都道府県警察の実情に応じて、夏期から受験期を中心に随時痴漢撲滅キャンペーンを実施した。 <p>(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月の痴漢撲滅キャンペーン実施期間にあわせ、SNSにより、痴漢被害にあった場合の対応等について情報発信を行った。 | <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各都道府県警察の実情に応じて、夏期から受験期を中心に随時痴漢撲滅キャンペーンを実施する予定。 ・痴漢の傍観者とならず通報等を行うことを呼び掛ける内容のポスターを作成し、鉄道事業者や都道府県警察を通じて掲示し広報する予定。 |
| 21 | | ② 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発(内閣府、関係省庁) | <p>(内閣府、関係省庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」等に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した周知を実施した。 ・令和6年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に向けて、痴漢被害防止に関する啓発動画を作成し、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、痴漢被害への注意喚起やワンストップ支援センターの周知を行った。 | <p>(内閣府、関係省庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、啓発動画も活用した広報啓発を実施する。 |
| 22 | | ③ 学校における広報・啓発活動の推進(警察庁、文部科学省) | <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月に都道府県警察に対して、学校等と連携し、防犯教室等の機会を利用して、痴漢被害防止に係る広報・啓発活動を推進することを指示した。 ・令和5年7月に都道府県警察に対して地域安全運動の期間中に痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の活用方法等について防犯教室を実施することを指示した。 ・各都道府県警察の実情に応じて、学校等において痴漢被害防止等にかかる防犯教室を実施。 | <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各都道府県警察の実情に応じて学校等において痴漢被害防止等にかかる防犯教室を実施する予定。 |
| 23 | | ④ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知(文部科学省) | <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月30日に教育委員会、大学等に対して、事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について(依頼)」を発出し、文部科学省における痴漢対応に関する取組を周知し、適切な対応を依頼した。 ・令和5年4月、閣議後記者会見における大臣からの痴漢被害に関する児童生徒等へのメッセージ内容及び上記の事務連絡について、文部科学省公式SNSに掲載し、広く発信した。 ・文部科学省HPにおいて、児童生徒等の痴漢被害への対応に関する情報を掲載し、周知を行っている。 | <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事務連絡等の周知を図っていく。 |

| 通し 番号 | 3 痴漢撲滅に向けた今後の施策 | 施策 | 施策の実施状況(令和6年3月末時点) | 今後の予定 |
|----------|-----------------|---|--|---|
| 24 | (5)横断的推進のための取組 | ① 政策パッケージの確実な実行のための枠組み(関係府省) | ・令和5年8月に、関係府省により構成する「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」を開催し、7月末時点のフォローアップを行った。 ・令和6年3月末時点のフォローアップを行った。 | (関係省庁) ・令和6年4月に、痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議(第2回)を開催し、施策の実施状況や今後の予定を関係府省間で共有する。 |
| 25 | | ② 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信(関係府省) | ・令和5年3月に各都道府県に対して、警察庁、文部科学省の通知を共有し、警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化を依頼した。 (内閣府) ・令和5年8月に、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携の推進を図った。 | (内閣府) ・第2回会議終了後、関係府省の取組状況に係る情報を都道府県等に提供し、ワンストップ支援センターと警察や学校等の関係機関との情報共有や連携を推進する。 |
| 26 | | ③ 痴漢被害に関する調査等の実施(犯罪被害実態(暗数)調査)(法務省) | (法務省) 令和6年1月から2月にかけて調査を実施し、得られた調査結果の分析を行っている。 | (法務省) ・令和5(2023)年度(令和6年1月から2月)に実施した調査の調査結果を分析し、分析結果を公表する。 |
| 27 | | (痴漢事犯の実態把握)(警察庁)(再掲) | (警察庁) ・令和5年5月、令和4年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載した。 | (警察庁) ・令和5年中の痴漢・盗撮事案の検挙件数について、時間帯別、場所別等に調査・分析を行い、その結果を警察庁ウェブサイトに掲載する。 |
| 28 | | (若年層の性暴力被害に関する調査等)(内閣府) | (内閣府) ・令和6年2月に痴漢被害に関する調査を実施した。 ・痴漢被害への対応を含め、ワンストップ支援センターにおける支援事例に関する調査を実施した。 | (内閣府) ・調査結果について、関係省庁や都道府県に提供するとともに、今後の施策に活用予定。 |
| 29 | (6) その他の取組 | 青少年の非行・被害防止全国強調月間等を通じた広報啓発(こども家庭庁、関係省庁) | (こども家庭庁、関係省庁) ・関係府省及び地方自治体等における広報啓発の実施。 ・リモート講演会・座談会(こども家庭庁HPで公開)において「性的トラブル等による相談(窓口)や性被害の現状とその対策」等について取り上げ広報啓発を強化。 ・令和5年11月に、地方自治体における取組結果をこども家庭庁HPで公表。 | (こども家庭庁、関係省庁) ・令和6年度青少年の非行・被害防止全国強調月間を実施予定。引き続き、関係省庁及び地方自治体等における広報啓発を推進する。 ・リモート講演会・座談会(こども家庭庁HPで公開)において、性被害の現状や対策も踏まえた広報啓発を実施予定。 |